



令和2年9月15日 発行
第74巻 第9号
 岡山市北区桑田町15番28号
 一般社団法人 **岡山県労働基準協会**
 編集兼 (電話) 086) 225-3571
 発行人 岡田 康 浩
 1部 50円 1年 600円
 (購読料は会費に含む)
 ホームページ <http://www.olsa.or.jp>



熊山英国庭園(赤磐市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)

9月 安全衛生12のポイント

快適職場 毎日4S

9月 9月1日~30日 全国労働衛生週間準備期間
 10月 10月1日~7日 全国労働衛生週間

目次 *Sep. 2020*

行政の動き

- 従業員を介護で離職させないために 2
- 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です 3
- 岡山県最低賃金が改定されます 3
- 溶接ヒュームが特定化学物質として規制対象となります(その2) 4
- 第71回全国労働衛生週間 6

協会より

- 新型コロナウイルス感染症に関する労働問題セミナーを... 5
開催しました
- 労働災害-統計- 8

従業員を **介護** で離職させないために

経験を積んだ企業の中核となる人材が仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。離職する従業員や心身ともにストレスを抱える従業員が増える前に、仕事と介護の両立支援の取組をはじめましょう。

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）

仕事と介護の両立支援の取組を行い、要件を満たした事業主に支給します。
（A・Bともに1事業主1年度5人まで支給。）

A

介護休業（休業取得時・職場復帰時）

「介護支援プラン（*¹）」を作成し、プランに基づいて介護休業の円滑な取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に支給します。

（*¹）労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が作成するプランです。支給申請の手引きに記入例があります。

【支給額】※（ ）内の金額は、生産性要件を満たした場合の金額。

休業取得時：28.5万円（36万円）

職場復帰時：28.5万円（36万円）

B

介護両立支援制度

「介護支援プラン」を作成し、プランに基づいて介護のための柔軟な就労形態の制度（*²）を導入し、利用者が出た中小企業事業主に支給します。

（*²）①所定外労働の制限 ②時差出勤 ③深夜業の制限 ④短時間勤務
⑤介護のための在宅勤務 ⑥法を上回る介護休暇
⑦介護のためのフレックスタイム ⑧介護サービス費用補助

【支給額】 **28.5万円（36万円）**

介護休業等の取得支援を
介護支援プラン規定により
明文化・周知

対象労働者の介護
支援プランを作成

A.介護休業の取得・職場復帰
B.仕事と介護の両立支援制度の利用

*詳細は厚生労働省の
HPをご覧ください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

お問い合わせ先

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL (086) 224-7639

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



通勤通勤で
きつたりと



オフィスは
ひらびらと



会議は
オンライン



移動での自宅仕事
顔罩とマスク

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

～新しい働き方・休み方を実践する第一歩として
「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を!～

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。また、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営に資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年休の平均取得率が平成30年では4.7ポイント高くなっています。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。



この記事に関するお問い合わせは 岡山労働局雇用環境・均等室へ
TEL 086-225-2017

岡山県最低賃金（時間額）が

834円 に改定されます。

発効日 令和2年10月3日

岡山県最低賃金は、原則として、岡山県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者と、労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。使用者も、労働者も今一度チェックをお願いします。

溶接ヒュームが特定化学物質として 規制対象となります

その
2

令和2年4月22日付けで改正された労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則により、溶接ヒュームが特定化学物質として規制対象となりました。

前回に続き、その改正内容を説明します。

◎改正内容について

2. アーク溶接等作業に係る措置

アーク溶接等作業とは、「金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断、又はガウジングする作業、その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業」をいい、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断ガウジングは含まないこととなります。

今回の改正には、アーク溶接等作業の場所が屋内、屋外を問わず関係する事項と、屋内作業場に関する事項があります。

また、屋内作業場でも、定められた場所で繰り返しアーク溶接等作業を行う場合は、「アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場」として、さらに必要な事項が追加されます。

(1) 屋外、屋内を問わず、アーク溶接等作業を行わせる場合

有効な呼吸用保護具を使用させること。

- ・「有効な」とは、人体に有害な溶接ヒュームを防ぐ機能を有する、ということです。アークによる溶接作業は、粉じん障害防止規則の「粉じん作業」なので、少なくとも「防じんマスク」でなくてはなりません。



(注意) アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場では、別に定めた溶接ヒュームの濃度測定の結果を踏まえて「有効な」呼吸用保護具を選定する必要があります。

(2) 屋内でアーク溶接等作業を行わせる場合

ア 全体換気装置による換気、又は同等以上の措置（プッシュプル型換気装置、局所排気装置等）をとること。

- ・溶接ヒュームを減少させる目的で稼働させるものです。現在、工場に設置されているものがあれば、効果をご確認ください。

イ アーク溶接等作業を行う作業場の床を、水洗等によって容易に掃除できる構造とし、毎日1回以上水洗等により掃除すること。

- ・水洗等による掃除は、粉じんの飛び散らない方法であれば、HERAフィルター付き真空掃除機による清掃も可能です。

※(3) アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場の場合

これについては次回、説明します。

令和2年度 全国産業安全衛生大会札幌開催の中止について

令和2年10月7日～9日に北海道札幌市で開催が予定されておりました「第79回全国産業安全衛生大会 in札幌」につきましては、新型コロナウイルス感染問題の今後の見通しに鑑み、「中止」と決定されました。

コロナ禍を乗り越えるために!

新型コロナウイルス感染症に関する 労働問題セミナーを開催しました

新型コロナウイルス感染症による感染拡大はいまだ続いており、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼしているなか、事業場が直面する感染症により生じる労働問題に対応していくため、岡山県労働基準協会では、8月28日、おかやま西川原プラザにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する労働問題セミナーを開催しました。当日は、各事業場の経営者や労務担当者など70名近くの参加を頂くなか、司法、医療、労働行政の分野からそれぞれ講師をお招きし、コロナ禍における対応・対策についてご講演いただきました。



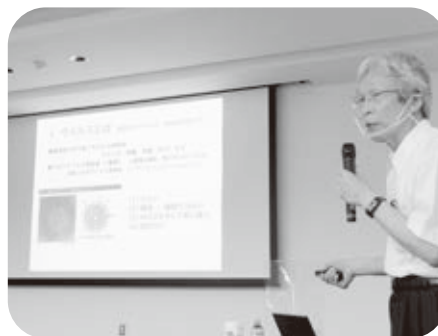
山本 正晴 氏

基調講演では、弁護士法人太陽綜合法律事務所の近藤弦之介 代表弁護士と山本愛子 弁護士により、働き方改革とコロナ感染症への対応やコロナ禍により今後発生する労務管理上の諸問題への対応についてご講演いただきました。



近藤 弦之介 氏、山本 愛子 氏

まず、元労働基準監督官の山本正晴氏より「コロナ問題で労務管理を失敗しないために」と題し、労働行政の視点から、新型コロナウイルスに関連して休業する場合での必要な対応策や雇用の確保などについてお話いただきました。また、医療法人洋友会中島病院の村嶋 誠 医師からは、職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、コロナウイルスの性質や職場での感染防止対策、感染者が出たときの対応方法など医学的な立場からご講演いただきました。



村嶋 誠 氏

参加された方からは、「対応策としてもっと詳しい内容が知りたい」といった声や、講演後も多くの質問が寄せられ、コロナ禍を乗り越えるための関心の高さがうかがえました。



第71回全国労働衛生週間

期間：令和2年10月1日から7日まで

【準備期間：令和2年9月1日から30日まで】

スローガン

みなおして 職場の環境 からだの健康

全国労働衛生週間は、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的として、昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回を迎えます。

今年度は、「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンとして全国労働衛生週間を実施することとなりました。

皆様の職場においても、このスローガンの下、過重労働等、メンタルヘルス対策のみならず、次の重点事項について取り組み状況の点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

重点事項 (岡山労働局)

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止（チェックリストを活用した職場での感染防止対策の実施、「新しい生活様式」の周知）
- ② 6月まで猶予していた労働安全衛生法等に基づく健康診断の着実な実施
- ③ 高齢労働者に対する健康づくりの推進（「エイジフレンドリーガイドライン」の周知、「エイジフレンドリー補助金」の利用勧奨、各種セミナー等の参加勧奨）

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、イベントや会議の開催時には「三密」を避けること、検温、手指消毒等の感染防止対策を徹底しつつ、実施をお願いします。

**ポスターや図書、各種用品を販売しています。
お申込みは当協会各支部までお早めに!!**



 <p>もっど、ずっと、地球と共に。 協同組合ウイングバレイ 理事長 晝田 眞三 総社市久代1408番地の6 TEL.(0866)96-1888 FAX.(0866)96-2040</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">三井E&S玉野協力会 会長 前田 和彦 理事 大熊 力三</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">玉原鉄工業協同組合</p>	<p>津山ガス株式会社 取締役社長 荻田 善嗣 岡山県津山市林田町92 ☎(0868)22-7211</p>
 <p>Metaltech 株式会社 メタルテック 岡山事業所 〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910 Tel.(086)943-2934 Fax.(086)943-4787</p>		 <p>NAKASHIMA We Go Beyond ナカシマフオロペラ 株式会社 本社/〒709-0625 岡山市東区上道北方 688-1 TEL (086) 279-5111 FAX (086) 279-3107</p>
<p>弁護士法人 太陽総合法律事務所 (岡山弁護士会所属) 岡山県労働基準協会顧問弁護士 弁護士 近藤 弦之介 弁護士 藤原 健三 弁護士 藤原 幸三 弁護士 谷口 怜司 弁護士 山本 愛子 弁護士 川端 美智子 弁護士 石田 麻衣 弁護士 青田 夢義 弁護士 鹿室 辰義 弁護士 岡田 湧介 客員弁護士 石島 弘 〒700-0901 岡山市北区本町6番36号 第一セントラルビル2階 TEL(086)224-8338(代) FAX(086)224-7555</p>	 <p>坂本産業株式会社 代表取締役 坂本修三 〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1 TEL(0865)65-0311(代) FAX(0865)65-0460</p>	 <p>株式会社ソフィア 代表取締役 全本 親民 本社/〒708-0033 岡山県津山市河原町2番地3 TEL (0868) 25-1000 FAX (0868) 23-5800 http://www.sophia-inc.co.jp 事業内容/■ソフトウェア受託開発 ■クラウドサービス導入</p>
	<p>武田育男税理士事務所 岡山市北区東島田町1丁目2-5 Tel. (086) 231-1227</p>	 <p>菱自梱包株式会社 代表取締役社長 亀岡 義男 〒712-8003 倉敷市水島明神町7番20号 TEL : 086-444-5800 FAX : 086-444-1531</p>

三井造船特機エンジニアリング株式会社
マリン・メンテ事業部
取締役事業部長 三島 利文
〒706-8651
岡山県玉野市玉3丁目1番1号
TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612

職場の衛生管理でお困りの際には
(一社)岡山県労働基準協会
労働衛生センター にご相談ください!

当センターは「労働衛生サービス機能評価」認定を受けた
職場の衛生管理の専門家集団です。

一般社団法人岡山県労働基準協会
労働衛生センター
TEL (086) 281-4500
岡山市南区山田2315-4
(岡山県安全衛生会館内)



労働問題相談日のお知らせ
毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12:00~13:00を除く)
会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。
お気軽にご相談下さい。
TEL(086)225-4538

※上記以外の日程
または来所の方は、
事前にご連絡下さい。

労働調査会の定期刊行誌 いち早く、労働行政関連情報を手に入れるなら、労働調査会の定期刊行誌!
ご希望の方には、無料で見本誌を差し上げています。

 <p>労働安全衛生広報 発行 月2回(1日・15日) 年6回別冊付録つき 判型/頁数 B5判/64頁 年間購読 会費 本体価格 56,000円</p>	 <p>先見労務管理 発行 月2回(10日・25日) 年6回別冊付録つき 判型/頁数 B5判/64頁 年間購読 会費 本体価格 56,000円</p>	 <p>労働基準広報 発行 月3回(1日・11日・21日) 年6回別冊付録つき 判型/頁数 B5判/56頁 年間購読 会費 本体価格 56,000円</p>
--	---	--

★お申し込みは、
最寄りの一般社団法人岡山県労働基準協会・各支部へ!!

労働調査会 関西支社 <http://www.chosakai.co.jp/>
大阪市西区阿波座2丁目2-18 TEL.06-6541-3045 〒550-0011

